

日本学生支援機構 給付奨学金 適格認定(学業)について

<視聴時間:6分>

厚生課
ロボティクス&デザイン工学部事務室
情報科学部事務室
OSAKA
INSTITUTE OF
TECHNOLOGY

[Created By ondoku3.com](https://ondoku3.com)



1

給付奨学金

OSAKA INSTITUTE OF TECHNOLOGY

適格認定(学業)とは

日本学生支援機構では年に1回、奨学生として相応しい者であるか否かを審査する「**適格認定**」を行っています。

「奨学金継続願」が提出されると、大学では継続願いの入力内容と学業成績等を総合的に審査し、来年度奨学金継続の可否を判断します。

廃止・停止・警告・継続 のいずれかの区分に認定され、区分に応じた処置がなされます。



2

給付奨学金の認定区分

認定区分	処置内容
廃止	給付奨学生の資格を失います。 4月以降の奨学金が振込されません。 加えて、授業料減免の支援も止まります。
廃止 (返還あり)	傷病・災害その他やむを得ない事情がなく、「廃止」に該当する者のうち、学業成績が著しく不良であると認められる場合は、交付済の奨学金について、返還が必要となる。
停止	給付奨学生の支給が停止します。 4月以降の奨学金が振込されません。 加えて、授業料減免の支援も止まります。
警告	・給付奨学金の支給は継続されます。※ ・ただし、学業成績が回復しない場合は、「停止」または「廃止」となることがあります。 注) 連続して「警告」に該当すると「停止」または「廃止」となります。
継続	給付奨学金の支給は継続します。※

※2024年4月分の振込は4月19日(金)です。

3

給付奨学金の適格基準

認定区分	処置内容
廃止	以下の1~4のいずれかに該当し、やむを得ない事情がない場合 1. 修業年限で卒業できないこと(卒業延期)が確定した場合 2. 修得単位数の合計数が標準単位数の5割以下の場合 3. 出席率が5割以下など、学修意欲が著しく低いと学校が判断した場合 4. 連続して「警告」に該当した場合
廃止 (返還あり)	傷病・災害その他やむを得ない事情がなく、「廃止」に該当する者のうち、学業成績が著しく不良であると認められる場合 (修得単位数の合計数が標準修得単位数の1割以下、 出席率が1割以下など、学修意欲があるとは認められないもの)
停止	連続して「警告」に該当し、2度目の警告事由が、Y-GPAが学部・学年ごとの下位4分の1の範囲に属したことのみの場合
警告	以下の1~3いずれかに該当し、やむを得ない事情がない場合 1. 修得単位数の合計数が標準単位数の6割以下の場合 2. Y-GPAが学部・学年ごとの下位4分の1の範囲に属した場合 3. 出席率8割以下など、学修意欲が低いと学校が判断した場合
継続	「廃止」、「停止」、「警告」に該当しない者

4

認定区分毎の3月以降の対応について

認定区分	3月以降の対応
廃止	「廃止」に該当した場合、 3月中旬～下旬頃にポータルサイトにて通知します。
廃止 (返還あり)	「廃止(返還あり)」に該当した場合、 3月上旬に対象者へ面談実施の通知を行います。
停止	「停止」に該当した場合、 3月中旬～下旬頃にポータルサイトにて通知します。
警告	「警告」に該当した場合、 3月中旬～下旬頃にポータルサイトにて通知します。
継続	特に通知はしません。 4月19日(金)の振込を確認してください。



5

やむを得ない事情の申告について

学業不振により「廃止」「停止」「警告」に該当しても、
斟酌すべきやむを得ない事由があったと認められると「廃止」
「停止」「警告」に該当しない場合があります。
学業不振に陥った事情が傷病、災害その他やむを得ない事由に
よるものであれば2月中旬に事前申告期間を設けますので、
期間中に罹災証明書、診断書等の**第三者による証明書類を
添えて申告書を提出**してください。

提出方法、申告書、期限等の詳細は2月中旬頃にポータルサイト
にて通知する予定です。

※申し出があった場合でも、学業不振の理由として斟酌すべきか
否かは日本学生支援機構、文部科学省の定める基準に沿って
判定するため、必ずしも認められるとは限りません。



6